

## ・排水設備工事の手続きについて

手続き	手続者	手続き手順
<b>業者選定</b>	工事依頼者	玄海町指定工事店の中から施工業者を選んでください。
<b>事前確認</b>	指定工事店	工事施工前に排水設備等計画(変更)確認申請書を玄海町役場生活環境課に提出してください。
<b>工事</b>	指定工事店	確認を受けた計画に従つて、施工実施してください。
<b>工事完了</b>	指定工事店	工事完了後、5日以内に排水設備等工事完了届書を玄海町役場生活環境課に提出してください。
<b>検査</b>	玄海町	玄海町役場職員が完了検査を実施します。
<b>検査済証</b>	玄海町	玄海町役場職員が検査後に検査済証を発行いたします。
<b>使用開始</b>	工事依頼者 (指定工事店が代行可能)	下水道の使用開始前に上下水道等使用開始・名義変更等申込(届出)書を玄海町役場生活環境課に提出してください。